一時預かり（一時保育）事業について

札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

一時預かり（一時保育）

Q：札幌市の一時預かり事業の種類は？

Ａ：次の４種類あり、対象の施設種別が異なります。

一般型 保育所タイプ	一般型 幼稚園タイプ	幼稚園型	2歳児受入 促進

Q：施設では預かり以外に何をすればいいの？

Ａ：主に利用の受付・利用料徴収、補助金の申請です。

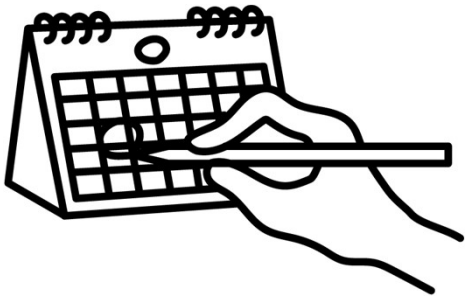

一時預かり（一時保育）

Q：自分の施設はどの事業が対象なの？

保育所	認定こども園	幼稚園

一　般　型　0～5歳

【保育所タイプ】

- **非在園児**
- 専従職員の配置
- 開所８時間以上
- 市が利用料の上限を設定
- 園独自の休園不可

【幼稚園タイプ】

- **非在園児**
- 専従職員の配置
- 開所10時間以上
- 市が利用料の上限を設定
- 園独自の休園可能（１年度につき最大10日間まで）

幼稚園型　0～5歳

- **在園児**（原則。保育の必要性は問わない。）
- 専従職員の配置
- 開所10時間以上
- 園が利用料を設定（市が定める標準利用料を参照）
- 園独自の休園可能（１年度につき最大10日間まで）

２歳児受入促進

- **未就園児**（保育３号認定必要）
- 専従職員の配置　・開所11時間以上
- 園が利用料を設定・園独自の休園可能（１年度につき５日間まで）

一般型は、
非在園児の預かり

幼稚園型は、
在園児の預かり保育
とおさえてください。

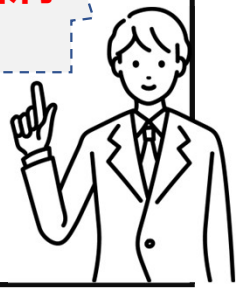

一時預かり（一時保育）

Q：それぞれの事業は何が違うの？

	一般型		幼稚園型	２歳児受入促進
	保育所タイプ	幼稚園タイプ		
実施施設	保育所	認定こども園・幼稚園		幼稚園
対象児童	**非在園児（保育が必要な児童）**		**在園児（原則）**	非在園児 （保育認定(３号)児童）
対象年齢	０～５歳 （預かり開始年齢は施設が設定）		満３歳以上	２歳児（３歳到達後の年度末までは利用可）
開所時間 ※経過措置あり	８時間以上	８時から18時を含む10時間以上	教育時間を含む10時間以上	教育時間を含む11時間以上
休園日 ※経過措置あり	日祝、年末年始	土日祝及び年末年始を除く10日間を限度	土日祝及び年末年始を除く10日間を限度	土日祝及び年末年始を除く５日間を限度
定員	条件なし	９名以上/日	30名以上/日	条件なし
利用料*1 （保護者負担）	・３歳以上児 就労等：1,200円、私的理由：1,600円 ・３歳未満児 就労等：2,000円、私的理由：2,700円		標準利用料を基準に施設が設定 ※平日・長期休業日400円、休日（土日祝・年末年始）800円。別途、長時間利用加算あり	標準利用料をもとに施設が設定 ※平日1,850円。別途、長時間利用加算あり
利用料減免	あり*2	なし	なし	なし
配置基準	通常保育と同じ（０歳　３：１、１・２歳　６：１、３歳　20：１、４歳以上　30：１）			
職員配置	**専従の職員（保育士・保育教諭・幼稚園教諭）を配置。** 専従の職員は２人を下回ることができない。ただし、事業が実施施設と一体的に運営され、他の職員の支援を受けられる場合は１人でも良い（幼稚園型・一般型それぞれに専従職員が必要）			
設備・面積	０歳・１歳：１人当たり3.3㎡、２歳以上　：１人当たり1.98㎡ （原則として事業を実施するための専用の部屋を確保する必要があるが、適切な事業実施が行える場合は、施設の空きスペースにおいて実施可）			

*1　保護者希望で給食を提供する場合は給食代別途負担
*2　保育所タイプのみ、私的理由（ﾘﾌﾚｯｼｭ）以外の児童は生活保護世帯または市民税非課税世帯に該当する場合に標準利用料を減免

一時預かり（一時保育）

Q：補助金を受けるためのスケジュールは？

事業開始

２～３月頃、翌年度の実施協議書を提出し、専従保育士の配置や料金設定について市の承認を受ける。

補助申請

６月末までに概算交付申請書を市に提出し、決定を受け、秋頃に概算額の交付を受ける。

利用状況表

【毎月】翌月10日までに利用児童数や利用料金をまとめ、市（事務センター）に提出。

補助金交付

年度末までの利用実績を市に報告し、当該年度の補助額を確定（精算）

一時預かり（一時保育）

Q：いわゆる「延長保育時間」の取扱いは？

条件が異なる３名の児童が、開所から閉所まで過ごした場合（設定は一般的な例）

- ◆ １号子ども　→ 教育保育時間：9：00～14：00
- ◆ ２・３号子ども → 通常保育：7：00～18：00、時間外保育：18：00～19：00
- ◆ 一時預かり（一般型幼稚園タイプ）開所時間 → 7：00～19：00
- ◆ 一時預かり（幼稚園型）開所時間 → 7：00～19：00

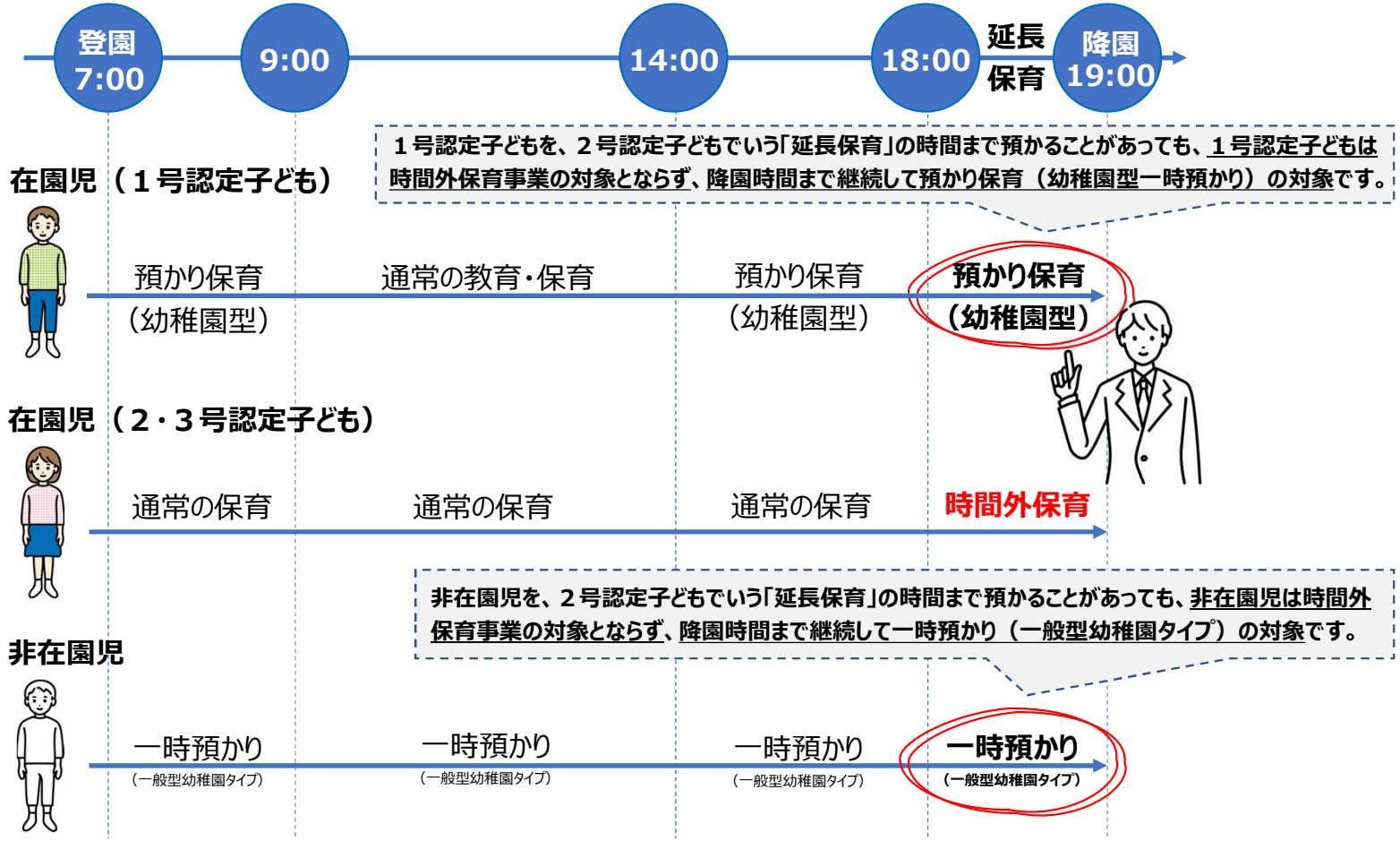

一時預かり（一時保育）

Q：施設が利用の申込みを断ることはできるの？

A：事業の定員数を超過する場合や児童処遇に著しい影響が生じる場合を除き、実施している施設で利用の申込みを断ることは想定されません。

一般型（非在園児対象）

市民から**「実施施設に電話したところ、施設に利用を断られた。」**という意見をいただく機会が増えています。やむを得ずお断りする場合は、その理由を丁寧に説明し理解を得ていただくようお願いいたします。

今後は監査等の機会を通じて利用をお断りした理由を聴取することを検討していますので、日頃から適切な対応をお願いします。

一時預かり（一時保育）

Q：施設が利用の申込みを断ることはできるの？

A：事業の定員数を超過する場合や児童処遇に著しい影響が生じる場合を除き、実施している施設で利用の申込みを断ることは想定されません。

幼稚園型（在園児対象）

市民から**「利用定員がいっぱいである」「新２号のみ預かる」「就労ではないと預からない」などの理由で施設に利用を断られた**という相談をいただく機会があります。利用定員の下限は30名ですが、在園児（預かり保育の対象児）の数をふまえた適切な定員設定（引き上げ）や配置職員の確保をお願いします。